町有財産売買契約書

斑鳩町（以下「売主」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「買主」という。）とは、次の条項により斑鳩町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売主および買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　売主および買主は、日本国の法令及び斑鳩町財産規則（平成６年４月斑鳩町規則第１４号）並びに斑鳩町個人情報保護条例（平成１０年６月斑鳩町条例第２７号）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第２条　売主は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）をもって買主に売り渡し、買主はこれを買い受ける。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 売買物件名 | 数量 | 摘　要 |
| １ | 消防ポンプ車 | １ | 別紙のとおり |

（契約保証金）

第３条　買主は、この契約締結と同時に契約保証金として金　　　　　　　　　円を売主に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金は、第１２条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

（代金の支払）

第４条　買主は、売買代金を、売主の発行する納入通知書により契約日から１４日以内にその指定する場所において売主に支払わなければならない。

２　買主が前項の売買代金の支払にあたり、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を売主に支払ったときは、売買代金の全額の支払があったものとする。

３　買主は、前項の規定によろうとするときは、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を売主に支払うとともに、契約保証金を売買代金に充当したい旨を表示した書面を売主に提出しなければならない。

（用途の制限）

第５条　売買物件については、NOx・PM法の規制対象地域での登録ができません。また一部地域では、乗り入れが禁止されているので、法令等を遵守すること。

（所有権の移転等）

第６条　売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納した時に、売主から買主に移転するものとする。

２　売主は、前項により売買物件の所有権が移転した後、買主の請求に基づき、売主が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して買主に渡すものとし、買主は、当該書類の受領書を売主に提出するものとする。

３　買主は、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを売主に提出しなければならない。これに要する費用は、買主の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第７条　売主は、売買物件の所有権が移転した日から３０日以内で両者の定める日に、当該物件を売主の指定する場所において現況有姿のまま買主に引き渡し、買主は、当該物件の受領書を売主に提出するものとする。

２　買主は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、売主の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、買主が行わなければならない。

３　前２項に要する費用は、買主の負担とする。

（引受け遅延の承認）

第８条　買主は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届けて延期の承認を受けるものとする。

（危険負担等）

第９条　買主は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件が売主の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売主に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が売主の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

２　買主は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（保証金の帰属）

第１０条　売主は、買主が第４条に定める義務を履行しないときは、第３条第１項に定める契約保証金を違約金として売主に帰属させるものとする。

（契約解除）

第１１条　売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（契約の解除）

第１２条　売主は、買主が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他なんらの手続きなく、本契約を解除することができる。

（１）資格を偽る等不正な行為により売買物件を買い受けたとき。

（２）本契約に定める義務を履行しないとき。

（３）その他本契約に定める事項に違背したとき。

（４）受注者が次のいずれかに該当するとき又はすることとなったとき。

ア　役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の契約の解除に関する費用は、買主の負担とする。

（買主の契約解除の禁止）

第１３条　買主は、自己の都合により本契約を解除することができない。ただし、売主がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

２　前項ただし書の規定により本契約を解除した場合において、それに要する費用は、買主の負担とする。

（損害賠償）

第１４条　買主は、この契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

（契約の費用）

第１５条　この契約に要する費用は買主の負担とする。

（疑義の決定）

第１６条　この契約に関し疑義のあるときは、売主買主協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第１７条　この契約に関して生じた売主買主間の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、売主買主記名押印のうえ各自１

通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売　　　主　　　奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目７番１２号

斑鳩町　　町長　　中　西　和　夫　　　㊞

買　　　主　　　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　実印

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 車名 | 三菱 |
| 年式 | 平成１５年式 |
| 車台番号 | ＦＧ７２ＥＣ５００２０１ |
| 型式 | ＫＫ―ＦＧ７２ＥＣ |
| 乗車定員 | １０人 |
| 長さ×幅×高さ | ５５７㎝　×　１８９㎝　×　２４９㎝ |
| 総排気量 | ５．２４Ｌ |
| 色 | 赤色 |
| 走行距離 | ４，１２１ｋｍ |
| 自動車車検証有効期間の満了日 | 令和７年１２月１１日 |